

令和6年10月分から

# 児童手当の制度が改正されます

## 1. 改正（拡充）内容

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分以降)
支給対象	中学校修了まで	高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満：一律15,000円</li><li>・3歳～小学校修了 第1・2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li><li>・中学生：一律10,000円</li><li>・特例給付（所得制限額以上、所得上限額未満）：一律5,000円</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満 第1・2子：15,000円 第3子以降：30,000円</li><li>・3歳～高校生年代 第1・2子：10,000円 第3子以降：30,000円</li></ul>
第3子以降の算定の仕方	高校生年代までの子を第1子とする。	大学生年代までの子（22歳年度末までの子）を第1子とする。
支払回数	年3回（2月、6月、10月）	年6回（偶数月）

## 2. 申請期限・方法

裏面の「3. 手続きが必要な方」や「令和6年10月児童手当制度改正 手続き確認チャート」等をご確認の上、

■ 児童手当等を受給していない方 令和6年 9月30日（月）

■ 児童手当等を受給中の方 令和6年10月31日（木）

までに **郵送** または美浜町こども未来課 **窓口まで直接** ご提出ください。

※申請期限を過ぎても、最終期限として**令和7年3月31日（月）まで**  
**（必着）**に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分  
からさかのぼって支給します。最終期限を過ぎた場合は、申請月の翌月分  
からの支給となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ、申請先】

美浜町役場 こども未来課

〒919-1192 美浜町郷市25-25

☎：0770-32-6713



児童手当制度改正に関する町HP

## 3. 手続きが必要な方

手続きが必要な方	提出書類
①所得上限限度額を超過し、児童手当または特例給付を受給していない方	・ 児童手当認定請求書 ・ 請求者の健康保険証の写し ・ 請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し ※大学生年代の子と高校生年代以下の児童の合計人数が3人以上いる方は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」
②上記以外の方で、高校生年代以下の児童を養育しており、現在児童手当を受給していない方	
③下記の内容がすべて当てはまる方 ・ 中学生以下の児童がおり、現在、児童手当または特例給付を受給中である ・ 高校生年代の児童がおり、新たに支給対象児童が増える ・ 児童手当の算定児童として、上記の高校生年代の児童を美浜町に届け出たことがない  例) ・ 高校生年代の児童が中学生までの間に美浜町で児童手当を受給したことがない ・ 児童手当の認定請求時に養育している児童として届け出たことがない など	・ 児童手当額改定認定請求書 ※ 3歳未満の児童を養育している場合は、請求者の健康保険証の写し
④現在、児童手当または特例給付を受給中で、生計費の経済的負担が生じている等の大学生年代の子と、高校生年代以下の児童の合計人数が3人以上いる方  例) ・ 同居する19歳の学生がいる ・ 別居している21歳の子に生活費の送りをしている など	

※「令和6年10月児童手当制度改正 手続き確認チャート」でもご確認いただけます

※新たに支給対象となる児童と別居されている方は、「別居監護申立書」の提出も必要となります。

※①と②に該当する方や、現在児童手当または特例給付を受給中の方には、8月下旬～9月上旬に本チラシや申請書等を送付いたします。新たに支給対象となる児童が美浜町内に居住していない場合等、本チラシや申請書等の送付がなかった方は、美浜町こども未来課までお問い合わせいただくか、町HPで申請書等をご確認ください。

## 4. 手続きが不要な方

児童手当または特例給付を受給中で、「3. 手続きが必要な方」に該当しない方は、原則として手続きは不要です。

手当額に変更がある方には、12月初回支給前に額改定通知書を送付します。

### 公務員の方へ

受給者が公務員の方は、勤務先（所属庁）から児童手当が支給されます。申請手続きについては、勤務先（所属庁）でご確認ください。